

令和 3 年 3 月 15 日

## 障害年金の基礎と実務 研修レジュメ

大宮支部年金部会  
島村 勇

### I 基礎的知識

#### 1 受給資格 3 要件 (年金保険制度であるため)

- ・初診日 初めて医師の診察を受けた日 (何らかの立証必要)
- ・保険料納付 初診日の前日において、直近 1 年又は 2/3 (逆選択の防止)
- ・障害認定日 原則初診日から起算して 1 年 6 ヶ月を経過した日

#### 2 障害認定基準

- ・障害等級 1 級 日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度  
2 級 日常生活が著しく制限を受ける程度  
3 級 労働が著しく制限を受ける程度
- ・精神の障害に係る等級判定ガイドライン(平成 28 年 9 月施行)

### II 実務の流れ

#### 1 相談者(家族)との面談・契約説明

- ・初診日・病歴・就労状況等ヒアリング
- ・診察券・障害者手帳等資料確認
- ・報酬額説明
- ・委託(依頼)契約書、委任状

## 2 年金記録の確認（年金事務所・街角の年金相談センター）

- ・保険加入履歴
- ・保険料納付状況（直近 1 年又は 2/3 納付と併せて、初診日と国民年金保険料の納付時期(過年度納付不可)、免除・納付猶予申請時期との整合性確認）

## 3 受診状況等証明書の取得

- ・初診と考えられる医療機関連絡
- ・保存期間経過・廃院等によりカルテ等の診療録が保存されていない場合は次の医療機関に連絡、受診状況等証明書を依頼
- ・受診状況等証明書が取得できるまで行う
- ・受診状況等証明書が取得できず、現通院先でも初診日に関する事実関係が判明せず、初診日に関する第三者証明(原則 2 通)も取得できない場合は、この時点で障害年金請求断念

## 4 病歴・就労状況等申立書(案)の作成

- ・調査結果を相談者(家族)に報告し、受診していない時期の状況・日常生活状況(単身で生活するとした場合)等を確認のうえ、病歴・就労状況等申立書(案)を作成

## 5 診断書等の取得（年金事務所・街角の年金相談センター）

- ・障害認定日請求（診断書 1 枚又は 2 枚）
- ・事後重症請求（診断書 1 枚）
- ・障害年金請求書
- ・病歴・就労状況等申立書

## 6 診断書依頼

- ・相談者(家族)診察時に同席し、主治医に診断書作成依頼
- ・参考として、病歴・就労状況等申立書(案)を交付

## 7 障害年金請求書提出 (年金事務所・街角の年金相談センター)

- ・戸籍謄本(全部事項証明書)以外は、個人番号(マイナンバー)提示により添付省略可
- ・相談者(家族)に提出書類一式の(写)を交付

## 8 認められた場合

- ・請求書提出約3ヶ月後に障害年金証書届く
- ・1~2ヶ月後に年金振込通知書届く
- ・相談者の口座に年金振込後、報酬額を請求

## 9 有期認定(1年~5年)による更新

- ・障害状態確認届(前回診断後の状態が、変化なしの場合概ね更新されるが、改善しているとされた場合は支給停止となる可能性が高い)
- ・老齢・障害給付受給権者支給停止事由消滅届(支給停止後再度悪化した場合消滅届を提出することにより支給停止が解除される)

## 10 不服申立て(不支給とされた場合)

- ・社会保険審査官に対する審査請求(不支給とした日本年金機構認定医の判断を個人情報開示請求により確認のうえ、納得できない点がある場合)
- ・社会保険審査会に対する再審査請求(審査請求で棄却後)

【表1】障害等級の目安

判定平均 \ 程度	(5)	(4)	(3)	(2)	(1)
3.5 以上	1級	1級・2級			
3.0 以上 3.5 未満	1級・2級	2級	2級		
2.5 以上 3.0 未満		2級	2級・3級		
2.0 以上 2.5 未満		2級	2級・3級	3級・3級 非該当	
1.5 以上 2.0 未満			3級	3級・3級 非該当	
1.5 未満				3級非該 当	3級非該 当

#### 《表の見方》

- 「程度」は、診断書の記載項目である「日常生活能力の程度」の5段階評価を指す。
- 「判定平均」は、診断書の記載項目である「日常生活能力の判定」の4段階評価について、程度の軽いほうから1～4の数値に置き換え、その平均(1.0～4.0の間)を算出したものである。
- 表内の「3級」は、障害基礎年金の場合には「2級非該当」と置き換えることとする。

#### 《留意事項》

等級の目安は総合評価時の参考とするが、個々の等級判定は、診断書等に記載される他の要素も含めて総合的に評価されるものであり、目安と異なる認定結果となることもありますに留意して用いること。

※判定平均は、診断書(精神の障害用)様式第120号の4裏面左側に記載されている日常生活能力の判定(1)適切な食事から(7)社会性の7項目について、請求人が単身で生活するとしたら可能かどうかを医師が4段階で判断するもの。おおむねできるは2点 助言や指導があればできるは3点として換算し、7項目の合計点を7で除して判定平均が算出される。